

業務指示書

インドネシア国防災分野における情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとしします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年8月23日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年8月28日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- () 業務主任者(総括)については補強を認めません。
- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- () 外国籍人材の活用を認めます。
- (○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- () 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：防災業務全般に関する業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、(25)ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／総合防災計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：防災計画に関する業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 防災行政・組織】

- 1) 類似業務の経験：防災行政に関する業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年9月1日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りま。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

業務指示書第2 6. 業務の内容(18)調査結果をまとめた広報資料の作成 (P23)に記載の広報資料

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(IDR1 = 0.008464 円, US\$1 = 110.733 円, EUR1 = 130.097 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／総合防災計画
防災行政・組織

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

11.30 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年9月19日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表

インドネシア国インドネシア防災分野における情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／総合防災計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 防災行政・組織	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

JICAは災害多発国であるインドネシア共和国（以下、「インドネシア」）に対し、60年代の河川管理に係る開発調査から現在に至るまで防災協力を続けている。インドネシアにおける中央防災機関である国家防災庁（以下、「BNPB」）の設立においては構想段階からの支援を行うと共に、公共事業国民住宅省（以下、「PUPR」）や気象・気候・地象物理庁（以下、「BMKG」）といった防災関連機関の能力強化支援を行ってきた。しかし各省庁の能力だけでなく持続的な開発に向けた関連省庁の連携強化や防災の主流化などにおいて、依然として解決すべき課題は多く、引き続き防災への取組み強化が必要な状況である。

インドネシア政府は、国家中期開発計画 2015-2019 (RPJMN) の中で防災は、9つの優先課題 (NAWA CITA) の一つ、「国内経済における戦略セクターを動員した経済的自立の実現」の「天然資源、生活環境の永続化及び災害管理」分野に「災害対策・減災」として位置付けている。また、国家防災計画 (2015-2019) に関係 37 省庁の防災における役割を明記し、BNPB を中心に関係機関と連携した防災の主流化に取り組むことを計画している。2019 年には大統領選挙が予定されており新政権発足に際しては、これら計画の改訂が見込まれている。

国際的枠組として、2015 年 3 月に第三回国連防災世界会議で仙台防災枠組が採択され、9 月には持続可能な開発目標 (SDGs) が採択され、開発において防災は不可欠な要素であると認識されると共に、具体的な目標設定を伴う枠組みが制定された。各国は持続的な開発を達成するためにも防災分野の取組みを強化していく必要がある。JICA には、SDGs 及び日本の経験・知見が反映された仙台防災枠組の実施支援を重点としており、より一層、戦略的かつ効果的な支援を展開することが求められている。

2. 業務の目的

本業務は、これまでインドネシア政府が実施した防災施策を整理し、JICA と他ドナーの対インドネシア防災協力の実績及び成果を取り纏めた上で、それらが如何にインドネシアの災害被害の軽減と経済・社会の発展に貢献したかを分析し、インドネシア政府が 2030 年までに SDGs 及び仙台防災枠組のターゲットを達成するために取り組むべき防災施策（“ロードマップ” と呼称する）を策定するとともに JICA の対インドネシア防災協力方針（案）を作成することを目的とする。また JICA やインドネシア政府が計画する防災関連イベント・セミナーを通して本調査結果を活用・発信する準備・協力と、インドネシアが策定す

る次期国家計画及び防災計画に対する具体的提言（案）の作成も目的とする。

3. 業務の概要

(1) 対象地域

インドネシア全土。渡航予定は、ジャワ島、スマトラ島、スラウェシ島の各州。

(2) 関係官庁・機関

① カウンターパート（C/P）

国家防災庁（National Disaster Management Authority/BNPB）

② 主な防災分野関連省庁

公共事業国民住宅省（Ministry of Public Works and Housing/PUPR）

気象・気候・地象物理庁（Indonesia Meteorological Institute/BMKG）

国家開発企画庁（National Development Planning Agency/BAPPENAS）

(1)の渡航予定地の地方防災局（Regional Disaster Management Agency/BPBD）

4. 業務の範囲

本業務においてコンサルタントは、「2. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成し、JICA ならびに実施機関等に提出するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

実施方針

(1) 全体の実施方針および主な業務内容

本業務実施にあたりインドネシア政府の防災分野の取組みは、インドネシアの防災関係機関が多岐に渡ることから、JICA（含む専門家）およびコンサルタント団員とインドネシアの複数の関係機関との十分な対話を通じて、ロードマップ等の策定を行う。また、JICA の対インドネシア防災協力方針およびインドネシア政府への提言は、JICA が検討・策定するものであり、コンサルタントは JICA の指示の下、下記業務内容を実施し、JICA の検討・策定作業を補完する位置付けとなる。（なお、6. に記載の通り、JICA が既に持つ、下記業務に当たって必要な情報は JICA より提供予定。）

【主な業務内容】

① 現状把握・整理

インドネシア政府が1970年からこれまでの防災行政体制及び関連法、これまで実施してきた防災施策と今後の計画、JICA及び他ドナーの防災協力実績について整理する。

② 課題分析

収集した情報を基に、インドネシアにおける防災行政の変遷を取りまとめ、それらが如何にインドネシアの経済発展と災害被害軽減に貢献したかを分析・整理する。

③ ロードマップ策定及びJICAの防災協力方針（案）の作成

収集した情報と分析結果を基に、インドネシア政府が2030年までに取り組むべき防災施策をロードマップとして取りまとめると共に、JICAの対インドネシア防災協力方針（案）の作成と次期国家計画及び防災計画への提言を作成する。JICAの防災協力方針（案）の作成においては、インドネシアにおける課題解決策として、日本の知見・技術の適用可能性及び日本の自治体、NGO、大学・研究機関、中小企業の持つ防災技術活用の可否を明らかにし、それらを用いたJICAによる将来の円滑な案件形成も念頭に置くこと。

(2) 国家中期開発計画 2015-2019 と国家防災計画 2015-2019 の改訂への具体的提言

インドネシアでは2019年に大統領選挙が予定されており、新政権発足および国家中期開発計画と国家防災計画の改訂が行われる見込みである。本業務においては、次期国家中期開発計画の防災分野の記載と次期国家防災計画の内容を聴取・確認し、ロードマップで整理された計画が反映されるよう、JICAと協力しながら具体的な提言を取り纏める。なお、国家中期開発計画はBAPPENASが、国家防災計画はBNPBが取りまとめ機関となる。

(3) インドネシア政府関係機関との協議

本業務においては、BNPBをはじめとして、防災関連事業を実施するPUPRやBMKG、BAPPENAS等多数の実施機関を相手に情報収集・協議・対話を行うこととなる。また、本調査結果は2018年4月に予定されるインドネシアの防災の日のイベント・セミナーで公開することを想定しており、そのためには2018年2月末には調査結果をまとめ、セミナー等の準備を始める必要がある。従って、本業務を短期間で実施するべく、公表された行動計画等についての事前の文献調査等による準備を行い、各機関で必要な情報収集・協議・対話の内容を予め見定めた上で、効率的に情報収集を進めること。

また、JICA はインテリムレポートやドラフトファイナルレポート等各種レポート作成時期に合わせ、合計で 5 回程度インドネシア政府関係機関との調査結果と今後の方針に関する協議・対話を行うことを計画している。コンサルタントは、同コンサルテーションの準備等の支援を行うこと。また、作業工程上適当と考える開催時期をプロポーザルにおいて提案する事。

(4) 災害種および分野、対象

本業務では、以下の災害種と分野を対象としてリスクの整理・分析、協力実績の整理等を行うこととする。追加すべきものがあれば、その理由と共にプロポーザルで提案する事。

- ① 災害種：洪水（外水氾濫、内水氾濫、土砂災害を含む）、高潮、地震、津波、火山噴火、森林・泥炭地火災
- ② 分野：防災行政、洪水対策、海岸対策（高潮・海岸浸食含む）、耐震強化、気象水文観測・予警報、防災教育、コミュニティ防災・市民参加、災害復旧・復興事業
- ③ 対象：SDGs 及び仙台防災枠組の指標に関連する事項：農業被害、教育施設、医療施設を所掌する組織

(5) インドネシアと JICA による取組みの、仙台防災枠組と SDGs における位置付け

本業務では、仙台防災枠組（2015-2030）、2017 年 2 月に採択された仙台防災枠組の指標及び SDGs といった国際潮流を踏まえ、情報整理・分析を行うこととする。具体的には、インドネシア政府と JICA による過去と今後の取組みの整理・分析において、両国際枠組における位置づけを明確にして整理を行う。

(6) 横断的事項

本業務では以下の項目を横断的事項として、取組み実績の整理や今後の支援方針策定を行うこととする。これら分野を過去どの程度重点としていたか、個々の取組みにどの程度考慮されていたか、これら分野考慮の重点度の推移について、予防、発災、復旧・復興といった災害マネジメントサイクルのステージ毎や仙台防災枠組の優先行動、SDGs の各ゴールに沿って明らかにする。

- ① 防災の主流化（他セクターへの防災配慮）
- ② 防災・災害におけるジェンダー、障害者配慮への取り組み
- ③ Build Back Better（より良い復興）
- ④ 気候変動対策（Climate Change Adaptation/CCA）
- ⑤ 災害リスクファイナンス（Disaster Risk Finance/DRF）

⑥ Business Continuity Management (Area-BCM と Area BCP 含む)

なお④、⑤、⑥については、同時期に別途「気候変動・災害リスクファイナンス情報収集・確認調査」が実施されており、同調査を担当する JICA 職員またはコンサルタントと適宜連絡をとり、情報共有をすること（担当者などの情報は提供する）。

(7) 日本の省庁・研究者・民間企業等から聴取

JICA は本業務における報告書とりまとめ作業の過程で、一部または全体的な内容につき、日本の関係省庁や研究者、民間企業といった外部有識者からのアドバイスを得るための勉強会を開催する予定である。開催時期は、インテリムレポート提出後の、ドラフトファイナルレポート作成時を予定する。これらアドバイスについても報告書に反映させる。

(8) 防災関連イベントへの準備・協力・実施

本調査期間には、以下の防災分野に関連したイベントが開催予定である。

- ① 2017 年 11 月 5 日：「世界津波の日」
- ② 2018 年 1 月：「日尼国交樹立 60 周年」に関連した開発協力シンポジウム(仮)
- ③ 2018 年 4 月 26 日：インドネシア「防災の日」

①「世界津波の日」は、2015 年に国連において制定された記念日である。2004 年にインド洋沖地震津波により甚大な被害を受けたインドネシアでは、これに関連したイベント・セミナーが開催される。②2018 年は我が国とインドネシアの国交樹立 60 周年であることから、JICA は我が国の ODA 事業を中心とした開発協力がインドネシアの社会発展・経済成長及び日尼関係深化に果たしてきた役割と成果を改めて分析・評価し、今後の我が国の ODA 事業等の方向性について示唆を提示する「インドネシアにおける JICA 事業の足跡に関する情報収集・確認調査」を実施中であり、この成果を日本・インドネシア、双方で共有するイベントを予定している。③2017 年にインドネシアの防災法が制定された 4 月 26 日を、インドネシア「防災の日」と制定した。防災の日にはインドネシア政府による防災関連イベントの開催が見込まれ、本件調査の成果を発信することを検討している。

①と②については、JICA または別途雇上するコンサルタントが運営するため、本業務では必要に応じ、調査結果の提供やイベント当日のサポートを実施する。③については、本調査結果を公表するため、事前準備や当日の運営、終了後の報告書作成など実施する。

(9) 本邦招聘の実施

本業務では、ドラフトファイナルレポート作成段階で本件調査結果及び提言（案）をインドネシア政府関係者に共有し、その上で、日本における防災経験と歴史、防災施策や技術、各省庁の責任と役割等を本邦招聘の実施を通して共有し、わが国の経験を踏まえインドネシア政府関係者との議論を通じ調査結果を最終化し、ファイナルレポートに反映する。本邦招聘にあたっては、防災に関わる省庁だけでなく、インドネシアの開発計画策定や財政政策に関わる省庁関係者も招へいし、防災を優先課題とした政策への提言を行うこととする。

留意事項

(10) 調査の重複の回避

本業務実施時には、「インドネシアにおける JICA 事業の足跡に関する情報収集・確認調査」と、「気候変動・災害リスクファイナンス情報収集・確認調査」が、同時期に実施されている。協力実績の取り纏めや横断的事項の調査などにおいては、本業務を担当する JICA 職員が適宜調整を図るので、重複のない業務を実施すること（担当者などの情報は共有する）。また足跡調査においても防災分野の広報ビデオを作成することから、同様に内容の重複を回避すること。

(11) JICA との協議・打ち合わせ及び報告書案の提出等

本業務は「5. 実施方針及び留意事項」及び「6. 業務の内容」に記載のとおり、調査の各段階で、逐次 JICA への報告・説明・協議をすることになっている。このため、コンサルタントは以下の点に留意すること。

- ① JICA との協議に要する時間を見込んで業務工程を計画すること。
- ② 現地調査中に JICA 本部と打ち合わせする場合には、JICA のテレビ会議システム（インドネシア事務所-本部）、Skype for Business を使用した会議および Web 会議システムを活用できる。
- ③ JICA との協議・打ち合わせを効率的に進めるために、打ち合わせ資料をメール等で事前送付すること。

6. 業務の内容

本業務は、現状把握・分析期間、課題分析期間、ロードマップ策定期間の 3 つに大別される。なおこれらは各業務の終了時期を示しており、進捗具合によって適宜前倒しで調査開始すること。また、本調査の目的に照らし、追加すべき業務や効率的な調査方法等があれば、プロポーザルで提案する事。

本業務は、現状把握・分析期間、課題分析期間、ロードマップ策定期間の3つに大別される。なおこれらは各業務の終了時期を示しており、進捗具合によって適宜前倒しで調査開始すること。また、本調査の目的に照らし、追加すべき業務や効率的な調査方法等があれば、プロポーザルで提案する事。

現状把握・整理期間（2017年10月から11月末まで）

(1) 既存資料のレビュー及びインセプションレポートの作成（国内作業）

① 以下の報告書を中心に、これまでのJICAによる調査結果や既存資料のレビューを行う。

ア) 2006年 「自然災害管理計画調査」

イ) 2010年 「インドネシアにおけるJICA事業の足跡に関する情報収集・確認調査」

ウ) 2012年 「アセアン地域防災協力に関する基礎情報収集・確認調査インドネシア」

エ) その他、防災分野における個別案件の報告書類

オ) インドネシア政府各機関において作成されている防災に関する方針や計画に関する公開資料

② 業務実施方針、方法及び作業計画を検討する。

③ 現地調査項目を整理し、現地調査計画を策定する。

④ 上記を踏まえて、インセプションレポート（案）を作成し、JICAに提出する。

(2) インセプションレポートの最終化

インセプションレポートの内容について、JICAと協議し、必要な修正を行った上でJICAの了解を得て、最終化する。また、インドネシア政府とのコンサルテーションの準備を行う。

(3) インドネシア政府が実施してきた防災施策の整理

5. (5)の災害種・分野および5. (7)の横断的事項ごとに、インドネシア政府のこれまでの防災施策や法・制度、予算、仙台防災枠組の前身である兵庫行動枠組(HFA)のプログレスレポート、および現行の国家中期開発計画や国家防災計画の内容について整理する。今後本調査の中で課題を再整理することを前提に1970年以降の防災施策を調査し、2004年のインド洋沖地震津波と2008年のBNPB設立など、体制や法令、施策の流れや変化を中心に取りまとめる。

(4) JICA の対インドネシア防災分野に対する協力実績の整理（災害種ごと及び分野ごと）

5. (5)の災害種・分野および 5. (7)の横断的事項ごとに、防災分野における JICA の協力実績を整理する。今後本調査の中で課題を分析することを前提に、対象組織、協力額、災害種や協力学キーム毎に把握・整理し、どのような課題を対象にし、案件により何が変化し、どのような効果があったのかを中心に取りまとめる。またこれまでに行われてきた防災協力の金額が、JICA の対インドネシア開発支援の内どの程度を占めていたかを明らかにする。

(5) 他ドナーの防災分野に対する協力実績の整理

インドネシアで防災協力を行う JICA 以外のドナーの活動を整理する。主なドナーとしては USAID、UNDP、GIZ（ドイツ国際協力機構）、オーストラリア政府、中国政府等が挙げられる。これら他ドナーがいつから、どのような防災協力を実施し、それら案件が現在どのように活用されているか調べると共に今後どのような協力を予定しているか調査・整理する。また、各ドナーのインドネシア支援の内どの程度の予算を防災協力に使用しているか調査する。

(6) これまでに発生した災害および発災時の対応

インドネシアでこれまでに発生した主要な災害について災害の概要や規模、人・家屋の被害状況、被害総額などを調査する。また近年の発災時の政府対応についても調査し、災害発生後における関係機関の責任と役割、課題を整理する。加えて、過去の災害経験からどのように予防防災に注力してきたか、その推移も調査する。

(7) 今後のインドネシア政府の開発計画、防災計画

2019 年に大統領選挙が行われる予定であり、国家中期開発計画と国家防災計画が改訂される見込みである。両計画の改訂に係る計画やスケジュールを確認し、関係省庁において改訂が検討されている場合には、その方向性及び防災に関連した事項を聴取し、現行計画との比較を行い現行計画からの改善点や調査段階での課題点を把握する。また聴取の際、本業務結果をこれら次期計画に反映することも念頭に置き、次期計画の策定の策定プロセス、関係省庁の役割等を確認する。

(8) インドネシアにおける「世界津波の日」イベント・セミナーへの協力

2015 年に国連で採択された 11 月 5 日の「世界津波の日」に関連する、JICA が参加するインドネシアのイベント・セミナーに協力する。運営は JICA または

別途雇上するコンサルタントが実施するため、協力内容は主に調査結果の提供やイベント当日のサポートなどである。

課題分析（2017年11月から12月末まで）

(9) インドネシア政府全体予算における防災分野支出実績

インド洋沖地震津波後の2005年以降に、インドネシア政府全体予算及び防災関連予算を調査し、政府全体予算の中での防災予算の割合を調査する。聴取先はインドネシアの開発計画を担うBAPPENASや財務省を主としつつ、国家防災計画に記載されている37の関連省庁についても年間予算に占める防災関連予算を聴取する。

(10) 治水分野における防災施策・防災協力による被害軽減率分析

これまで数多く実施された治水分野の防災協力に限定し、インドネシア政府による施策とJICAの協力がどの程度インドネシアの災害被害軽減に寄与しているか分析する。その際、(3)、(4)で調査した防災協力の金額にも触れ、防災投資により人々や構造物がどの程度守られているか分析を行う。また対象地域は、これまで多く治水分野の協力が行われた、ジャカルタを含めた西ジャワ州、中部ジャワ州、東ジャワ州、アチェ州、北スマトラ州、南スラウェシ州に限定する。

(11) 地域ごとの災害リスクの整理・分析および課題把握

6. (3)～(7)で収集した情報をもとに、SDGsや仙台防災枠組のグローバルターゲットへの貢献を念頭に、各州における人口や経済集積度合、進出日系企業の状況等の経済状況の把握・分析を行う。併せて、各州における災害リスク、過去の災害による被災者数、被害額の実績を収集・分析し、災害リスク削減のポテンシャルの高い地域及び災害種を明らかにする。これらを踏まえ災害リスク削減のためにとるべき対策の具体的検討を行う。

(12) インタリムレポートの作成

以上の調査・検討内容をインタリムレポートとして取りまとめる。なお、インタリムレポートの作成にあたっては、事前にJICAと内容について協議し、必要な修正を行った上で、JICAの了解を得ること。インタリムレポートの提出は12月下旬を目途とする。インタリムレポート作成後、コンサルタントと共にJICA調査団が出張し、先方政府に対しこれまでの結果と今後の予定について説明を行う。

ロードマップ策定及び防災協力方針の提案（2018年1月から4月末まで）

(13) インドネシア政府が2030年までに持続可能な開発のため実施すべきロードマップの提案

これまでの調査内容を踏まえ、インドネシア政府が優先すべき防災施策のアイデアを作成し、それを基に先方政府との対話を通じ、2030年までのロードマップを提案する。その際、仙台防災枠組やSDGsといった、防災に関連する国際潮流への貢献、達成の位置付けを明確にすること。

(14) JICAの対インドネシア防災協力方針の提案

これまでの調査結果を基に、JICAによる対インドネシア防災協力方針案を作成する。上記(13)で策定したインドネシア政府の優先防災事業と、下記(15)で調査する本邦技術を踏まえ、仙台防災枠組の達成目標年である2030年までに、JICAがどのような防災協力をすべきか提案する。

(15) 防災分野において活用可能な本邦技術と、インドネシアが今後の発展のため必要とする本邦技術（ハード・ソフト）にかかる情報収集・整理

JICAの支援可能性を検討するため、また仙台防災枠組の達成目標年である2030年という中長期的な視点での案件形成を見据え、同セクターにおいて活用可能な本邦技術およびインドネシア側が日本に期待する技術に関し情報収集・整理を行う。民間企業だけでなく、日本の省庁が実施してきた防災施策や実績についても考慮すること。その際、日本・他国で技術が活用された実例を中心に、日本だけが保有する技術、または日本が大きな優位性を持つ技術について取りまとめる。加えて、インドネシア側が今後さらなる発展のために必要とする本邦技術についてもまとめることとする。

(16) ドラフトファイナルレポートの作成

以上の調査・検討内容を、ドラフトファイナルレポートとして取りまとめる。作成にあたってはJICAと内容について協議し、必要な修正を行った上で、JICAの了解を得る。またドラフトファイナルレポートの内容は、下記(17)で実施する本邦招聘において先方政府と議論するため、議論した結果を踏まえ改訂し、提出は2月下旬を目途とする

(17) 本邦招聘の実施（インドネシア政府とのドラフトファイナルレポートにかかるコンサルテーション）

日本の防災体制、法体制、緊急時救援体制、復旧・復興の取り組み、省庁・関係機関の連携等の紹介を通じた、日本の仙台防災枠組への貢献の背景や狙いの理解を促し、インドネシア政府の2030年のロードマップ（案）と、それを受けたJICAの対インドネシア防災分野支援方針（案）について協議することを目的に、本邦招聘を実施する。BNPB、PUPR、BMKGなど災害対応に関連する機関の他、BAPPENASや財務省などインドネシアの開発と財政に関わる機関関係者を約10名、10日程招へいし、政府関係機関や本邦企業との協議・意見交換・視察を行う。

コンサルタントは、当該本邦招聘に関し、以下の業務を行うこととする。なお、被招聘者に係る航空券手配、国内移動・宿舍手配、空港送迎等の受入業務、及び被招聘者の引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務については、JICAが行うものとする。（「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」2017年6月参照）

ア) 被招聘者の人選への支援

被招聘者の人選はJICAと先方政府関係者との協議で決定するが、コンサルタントは、先方政府関係機関それぞれの役割、当該機関の意思決定プロセス等を勘案の上、人選に係るアドバイス等を行うものとする。

イ) 招聘カリキュラムの作成

プロポーザルにおいて、コンサルタントの想定する本邦招聘日程案をJICAに提案する。また招聘実施3か月前を目途に、招聘カリキュラムや日程／行程の詳細（案）を提案し、JICAの基本的な了解を得る。

ウ) 面談者・見学先等の手配

JICAの了解を得た招聘カリキュラムに基づき、面談者・見学先等の手配を行う。

エ) 招聘に係る関連資料の作成

招聘カリキュラムに基づき、面談や見学先において必要となる資料を英文で作成する。またインドネシア政府が実施すべき防災分野優先事業を協議する際、本調査結果を参照するため、ドラフトファイナルレポートに記載予定の内容をプレゼンテーション資料として作成すること。

オ) 被招聘者への来日前説明への支援（タイミングよく現地業務がある場合）

被招聘者への来日前の説明は、JICAが行うが、コンサルタントは当該説明会に同席し、招聘カリキュラムや日程／行程（案）について、説明を補佐するものとする。

カ) 招聘カリキュラムの実施

招聘カリキュラムや日程／行程（案）に基づき、招聘を実施する。原則と

して、招聘の全行程において、業務従事者が同行するものとする。

キ) 招聘実施報告書の作成

招聘の実施後、その実施内容について報告書を取りまとめ、JICAに提出する。

招聘プログラムの実施に関する直接経費（諸謝金、会場借上費、各種機材損料、資料作成費・購入費、資料翻訳料、招聘同行者旅費等）については、見積書に積算することは不要とし、契約交渉で協議する。それ以外の上記に係る一切の費用（人件費等）については、見積書に積算すること。なお、会議費（会議費とは、招聘対象者が出席する飲食を伴う業務上必要な会議・会合における飲食関連費用のこと）の計上は認めない。

(18) 調査結果をまとめた広報資料の作成

防災分野におけるインドネシア政府の取組みおよびJICAの支援を対外的に分かり易く且つ効果的にアピールし、インドネシア政府が2030年までに実施すべき防災業務や、JICAの対インドネシア防災協力方針（案）を入れた、本調査結果すべてをまとめたプロモーションビデオ（長さは5分（ショート版）と15分程度（ロング版）を想定し、英語版、日本語版、およびインドネシア語版の計6本）およびリーフレットを作成し、JICAに提出する。リーフレットは、A3両面にフルカラーで1部の作成を想定する。構成、内容についてはインドネシア政府およびJICAとよく協議して決定する。また「インドネシアにおけるJICA事業の足跡に関する情報収集・確認調査」において、(20)の日尼国交60周年イベントに向けた防災の広報資料を作成するため、適宜連絡を取り、内容が重複しないよう考慮すること。本業務にあたっては、現地再委託費を認めることとし、係る必要経費を本見積りではなく別見積りとする。

内容（例）

インドネシアにおける災害被害実績

インドネシア政府の政策・戦略

JICAによる支援概要 等

(19) ファイナルレポートの作成

ドラフトファイナルレポートに対するインドネシア国関係者のコメントを受け、必要に応じて情報・データ・提言を加え、インドネシア政府とも確認の上、ファイナルレポートを作成しJICAに提出する。ファイナルレポートには、インドネシア政府の2030年までのロードマップ、JICAの対インドネシア防災協力方針（案）、インドネシアの次期国家計画と次期防災計画への提言も含める。

インドネシア政府との確認にあたっては、コンサルタントと共に JICA 調査団が現地に出張し、内容について議論し、その結果を基に内容を修正する。提出は 4 月下旬を目途とする。

(20) 日尼国交樹立 60 周年のイベントへの協力

2018 年は日本とインドネシアの国交樹立 60 周年となり、それを記念し 2018 年 1 月にイベントの開催が予定されている。防災を 1 つの軸として開催することが考えられているが、本イベントの運営は JICA または別途雇上するコンサルタントが実施するため、本業務では調査結果の提供などのサポートが求められる。

(21) インドネシア「防災の日」のイベント・セミナーへの協力

BNPB が主催する 2018 年 4 月 26 日のインドネシア「防災の日」のイベント・セミナーにおいて、本調査結果を発表し、これまでの協力がどのように当該国の発展に寄与したか、それを踏まえたインドネシア政府の今後の防災事業の方針および JICA の防災協力量針について発表する協力をする。コンサルタントは、以下の業務を実施する。

ア) インドネシア「防災の日」イベントの聴取

各種調査や現地で協議を実施する際、合わせてインドネシア「防災の日」に関連したイベントを聴取し、JICA に報告する。

イ) イベント参加に係る事前準備支援

JICA が参加する「防災の日」イベントに対し、日本側参加者や先方政府参加者の聴取や日程調整、本業務に係る先方政府との協議の中でイベント内容の提案など側面支援を行う。

ウ) 発表資料の準備・作成

JICA が参加するイベントに対し、上記(20)で作成した広報資料の他、調査結果を公表できる資料を作成し、JICA がイベントで発表する支援を行う。

エ) イベント当日の運営

イベント当日、JICA 参加者が本調査結果を円滑に発表できるよう、イベントの運営に携わる。

オ) イベント報告書の作成

参加したイベントの内容を取り纏め報告書を作成し、JICA に提出する。

7. 成果品等

次の報告書等を JICA の指示に従い、JICA が指定する場所に提出する。記載

事項及び部数は以下の通りとするが、必要に応じて変更となる。なお調査期間中、成果品に限らず、各種協議、レポート提出等のタイミングにおいて、JICA 本部及びインドネシア事務所へのタイムリーな報告を行うこと。

(1) 調査報告書

本業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。各報告書のインドネシア側への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

① インセプションレポート

記載事項 : 6. (1) 参照
提出時期 : 調査開始後 10 日以内
部数 : 英文 10 部 (簡易製本)
電子化ファイル 2 部
提出先 : JICA 本部

② インテリムレポート

記載事項 : 6. (7) 参照
提出時期 : 2017 年 12 月下旬
部数 : 和文 4 部 英文 6 部 (簡易製本)
和文要約 4 部、英文要約 6 部 (簡易製本)
電子化ファイル 2 部
提出先 : JICA 本部

③ ドラフトファイナルレポート

記載事項 : 6. (11) 参照
提出時期 : 2018 年 2 月下旬
部数 : 和文 4 部 英文 6 部 (簡易製本)
和文要約 4 部、英文要約 6 部 (簡易製本)
電子化ファイル 2 部
提出先 : JICA 本部

④ ファイナルレポート (最終成果品)

記載事項 : ドラフトファイナルレポートに対するインドネシア政府関係者のコメントを受け、必要に応じて情報・データ・提言を加えたもの。

提出時期 : 2018 年 3 月中旬
部数 : 和文 4 部 英文 6 部 (製本)
和文要約 4 部 英文要約 6 部 (製本) (※)
電子化ファイル 3 部
提出先 : JICA 本部

(2) 広報資料

① 広報ビデオ

内容 : 本調査結果である、インドネシア政府の防災施策と JICA の防災協力の実績と成果、インドネシア政府が 2030 年までに持続可能な開発のために実施すべき防災施策、JICA の対インドネシア防災協力方針 (案)。

提出時期 : 2018 年 3 月下旬
部数 : 日本語を 3 部、英語とインドネシア語をそれぞれ 10 部
電子化ファイル (DVD) 2 部
提出先 : JICA 本部

② リーフレット

内容 : 本調査結果である、インドネシア政府の防災施策と JICA の防災協力の実績と成果、インドネシア政府が 2030 年までに持続可能な開発のために実施すべき防災施策、JICA の対インドネシア防災協力方針 (案)。

提出時期 : 2018 年 3 月下旬
部数 : 英語、インドネシア語をそれぞれ 1000 部 (インドネシア防災の日イベントで配布予定)
電子化ファイル 2 部
提出先 : JICA 本部

(3) その他提出物

① 業務計画書

記載事項 : 共通仕様書の規定に基づく
提出時期 : 契約締結後 10 日以内
部数 : 和文 3 部 (簡易製本)
提出先 : JICA (本部およびインドネシア事務所)

② 議事録

インドネシア政府との各報告書説明・協議に係る議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。

また、JICA が別途開催する各種会議における議題、出席者、質疑応答等について、議事録（A4 判、タイピング）案を取りまとめたうえ、会議開催後 3 日以内に JICA に提出する。

③ コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、JICA に提出する。

④ 収集資料

業務実施を通して収集した資料及びデータは全て分野別に整理し、収集資料リストを付した上で資料編は CD-ROM（Windows 対応）で JICA に提出する。

⑤ その他

その他、JICA が必要と認め報告を求めたものについて提出する。

成果品の仕様

最終報告書の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。その他の報告書の仕様は、A4 版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。

報告書等作成にあたっての留意事項

- ① 各報告書は、その内容を的確に簡潔に記述すること。また、英文についてもネイティブによるチェック等の十分な確認を行い、読み易いものとする。
- ② 各報告書の表紙の裏面には、業務実施時に用いた通貨換算率を記載すること。
- ③ 略語対照表を報告書に添付し、略語の使い方について統一を図ること。
- ④ 報告書が分冊形式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるように工夫を施すこと。
- ⑤ JICA が開催する各種会議における提出物については、事前に（JICA と合意した日程に）JICA へ提出し、事前説明を行うこと。
- ⑥ 報告書の作成にあたっては、結果のみでなく、根拠となる基準等、検討過程に関する記述を十分に行うことで、インドネシア政府がその内容につき十分に理解を深めた上で、事業計画策定に向けた技術的な検討ができるよう留意すること。

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

2017年10月上旬より業務を開始し、2017年12月下旬までにインテリムレポート、2018年2月下旬までにドラフトファイナルレポートを提出し、2018年4月下旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

合計 約24.4M/M

(2) 業務従事者の構成(案)

- ① 総括/総合防災計画（2号）
- ② 防災行政/組織（3号）
- ③ 気象・予警報防災
- ④ 治水・水災害防災
- ⑤ 地震・津波・火山防災
- ⑥ 業務調整/防災啓発

なお、業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 相手国の便宜供与

- (1) 調査業務実施に必要な作業スペース
- (2) 調査に必要な資料、情報等の提供
- (3) 調査団に対応するカウンターパートの配置及び現地調査への同行
- (4) 調査に関連する制限地域への立ち入り許可証の発行及び団員の移動に係る必要な支援
- (5) 必要時における調査団への医療サービスの紹介

4. 参考資料

- (1) 公開資料：JICA 図書館ホームページ

<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>) において以下の案件をはじめとした各案件・調査の報告書が閲覧・ダウンロード可能である（実施中のものは不可）。

2006年 「自然災害管理計画調査」

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000246685.html>

2010年 「インドネシアにおける JICA 事業の足跡に関する情報収集・確認調査」

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000254213.html>

2012年 「アセアン地域防災協力に関する基礎情報収集・確認調査インドネシア」

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008079.html>

(2) 我が国の防災協力およびそれに関連する資料

内閣府「日本の災害対策」

http://www.bousai.go.jp/1info/pdf/saigaipamphlet_je.pdf

首相官邸「経協インフラ戦略会議」資料（第11回 テーマ 防災）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyoku/kaisai.html>

仙台防災枠組 2015－2030

http://www.preventionweb.net/files/43291_sendaiframefordrren.pdf

仙台防災枠組の指標

http://www.preventionweb.net/files/50683_oiewgreportenglish.pdf

持続可能な開発目標（SDGs）

http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/70/L.1&Lang=E

5. 現地再委託

本業務においては、第2 業務の目的・内容に関する事項 6.(20)広報資料の作成については、以下の点に留意の上、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。その他の業務についても必要と判断する場合は、以下の点に留意の上、プロポーザルでその必要性および委託業務内容について説明すること。

- (1) 現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。
- (2) プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案

を可能な範囲で行うこととする。

6. その他

(1) 関係者との連絡

インドネシア政府関係機関、JICA 事務所及び JICA 本部との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告に当たっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。また、重要な事項については、その都度、JICA に報告を行うこと。

(2) 現地安全対策

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現時点では渡航予定地においてテロ等のリスクの具体的な兆候は認められていないが、インドネシア国内でも小規模ながらテロ事案が散見されているところ、潜在的なテロリスクを念頭に、現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所、在インドネシア日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地渡航時には外務省海外旅行登録である「たびレジ」へ登録、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。加えて、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(4) 複数年度契約

本調査については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

